

盛岡広域振興局長告示第91号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、一本木土地改良区（滝沢市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年12月8日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 就任

理事

松 村 正 行 滝沢市長太郎林225番地 1  
角 掛 雄 治 // 一本木200番地 2  
角 掛 忠 嗣 // 留が森59番地10  
角 掛 好 文 // 柳原12番地 2  
角 掛 芳 一 // 留が森 3 番地44

2 退任

理事

松 村 正 行 滝沢市長太郎林225番地 1  
角 掛 雄 治 // 一本木200番地 2  
角 掛 忠 嗣 // 留が森59番地10  
角 掛 正 夫 // 後209番地 2  
角 掛 好 文 // 柳原12番地 2  
角 掛 則 浩 盛岡市山岸六丁目14番14号  
角 掛 文 明 滝沢市一本木202番地 2  
角 掛 盛 美 // 留が森97番地 2